

# 広報しんち

9.20  
2019

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30  
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

## ●選挙のお知らせ

福島県議会議員一般選挙

告示日 10月31日(木)

新地町議会議員一般選挙

告示日 11月5日(火)

投票日  
11月10日(日)

## ●新地町議会議員一般選挙

### 立候補予定者説明会

任期満了(11月19日)に伴う新地町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を、次の日程で開催します。  
立候補できる方は、新地町に引き続き3か月以上住所を有し、選挙期日現在で満25歳以上の方です。立候補を予定されている方は、必ず出席してください。

日時 10月11日(金) 10時～

場所 新地町役場3階正庁

内容 立候補の手続き、選挙運動について

その他 出席者は1候補者あたり、3名以内でお願いします。

※立候補届出書類の事前審査を10月25日(金)の9時から、役場101会議室で開催します。こちらもお出願ください。

## ◎問い合わせ

町選挙管理委員会 ☎62-2111

## 国民健康保険 被保険者証(保険証) が更新となります

現在お使いの保険証の有効期限は、平成31年9月30日(令和元年9月30日)です。  
新しい保険証(有効期限が令和2年9月30日)は、住民登録されている住所へ、世帯主名で9月末日までに各家庭に郵送します。

現在お使いの保険証は、10月以降に役場・各公民館に設置している「保険証回収ボックス」へ回収のご協力をお願いします。

## ◎問い合わせ

町民課 ☎62-2115

## 来春入学児童の 就学時健康診断を 実施します

町教育委員会では、来春小学校に入学するお子様を対象に、就学時健康診断を実施します。

町内に住民票がある、または町内保育所に通所している

対象者には、事前に教育委員会から通知しますので、決められた日に指定された学校で受診してください。

なお、町内に避難されている前記以外の方で、来春小学校に入学予定者の保護者の方へはご連絡ください。

## 日程および場所

駒ヶ嶺小学校 10月2日(水)  
新地小学校 10月9日(水)  
福田小学校 10月23日(水)

時間 13時～(12時30分集合)  
◎問い合わせ  
教育総務課 ☎62-4477

## 開催決定！

### ふるさと産業まつり

日時 11月23日(土)  
場所 役場駐車場および改善センター

## 同時開催

◎健康福祉まつり ◎図書館まつり ◎保育展

## ◎政府より国民のみなさまへ

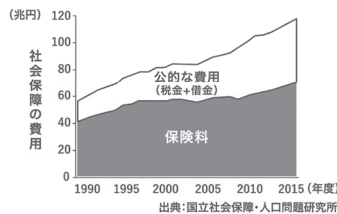
# 2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか？

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



引上げ分は何に使われるのですか？

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか？

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

### 知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索

## ◎政府より事業者のみなさまへ

事業者の皆様！準備はお済みですか？

# 2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 10% と、**飲食料品(酒類・外食を除く)**・**新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)**に係る軽減税率 8% について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、例えば、飲食料品等の仕入があれば、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。

詳しくはこちら

軽減税率 国税庁 検索



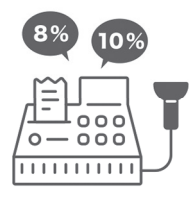
レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となる場合があります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援します。ぜひご利用ください。

詳しくはこちら

軽減税率対策補助金 検索



制度についてのお問い合わせ

(フリーダイヤル)

●消費税軽減税率電話相談センター ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

\*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

(フリーダイヤル)

●軽減税率対策補助金事務局 ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

## 10月1日から年金生活者支援給付金が始まります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

### ○支給要件と給付額について

| 年金の種類<br>(国民年金) | 支給要件                                              | 給付額                                  |
|-----------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 老齢基礎年金          | ①～③全てに該当                                          | 5千円(月額)を基準に、<br>保険料納付済期間等に応じて算出されます。 |
|                 | ① 65歳以上                                           |                                      |
|                 | ② 前年の年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下<br>③ 世帯全員の町民税が非課税 |                                      |
| 障害基礎年金          | 前年の所得額が462万円以下                                    | 障害等級2級=5千円(月額)                       |
| 遺族基礎年金          |                                                   | 障害等級1級=6,250円(月額)                    |
|                 |                                                   | 5千円(月額)                              |

### ○請求の手続き

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には日本年金機構から請求手続きのご案内を9月上旬より順次送付しております。同封のはがき(請求書)に氏名などを記入し、返送してください。
- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金請求手続きと併せて年金事務所もしくは役場で請求手続きをしてください。

### ○留意事項

- 支給要件を満たす場合、2年日以降の手続きは原則不要です。
- 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

次に該当した場合、給付金は支給されません。

- ①日本国内に住所がないとき
- ②年金が全額支給停止のとき
- ③刑事施設等に拘禁されているとき

※①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、年金事務所に相談ください。

### ○問い合わせ

給付金専用ダイヤル<ナビダイヤル>(電話:0570-05-4092)

相馬年金事務所(電話:36-5172)

健康福祉課(電話:62-2931)

消費税率引き上げに伴う上下水道料金の改定について

10月より消費税率が8%から10%へ引き上げられます。上下水道料金は経過措置があり、次のような税率となります。

○令和元年10月1日以前から水道をご利用の方

10月、11月分(12月請求分)までが税率8%となり、その後は税率10%となります。

○令和元年10月1日以降に新たに給水契約(使用開始)された方

料金は全て税率10%が適用されます。

※ご不明な点は問い合わせください。

### ◎問い合わせ

相馬広域水道企業団(水道料金)

☎ 35-6700

都市計画課(下水道料金)

☎ 62-2113

# 新地町プレミアム付商品券 10月より販売開始

10月より消費税が10%へ引き上げられることから、所得の少ない方（非課税者）や乳幼児（2016年4月2日～2019年9月30日生まれ）のいる子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、10月から使用できるプレミアム付商品券を販売します。

所得の少ない方（非課税者）については、すでに購入引換券交付申請書をお送りしており、乳幼児のいる世帯については9月20日以降、順次購入引換券を送付します。

**販売開始日** 10月1日(火) **販売場所** 新地町役場

**販売価格** 1セット4,000円（※1セット＝5,000円分の商品券）

**購入限度額** 1人5セット（20,000円）まで

**購入対象者** ・住民税非課税者

・2016年4月2日～2019年9月30日に生まれたお子さまがいる世帯

## 商品券使用可能店舗一覧

| No. | 店舗名                | 業種               | No. | 店舗名                  | 業種                  |
|-----|--------------------|------------------|-----|----------------------|---------------------|
| 1   | ファミリーマート<br>目黒新地町店 | 食料品販売            | 17  | (有)桜井電器              | 家電・新聞               |
| 2   | ボヌールやすひろ 66        | パン販売             | 18  | 佐藤商店                 | 酒・食料品               |
| 3   | 後藤商店               | 米・酒類販売           | 19  | コメリハードアンド<br>グリーン新地店 | 日用品・資材<br>建材        |
| 4   | セブンイレブン<br>福島新地町店  | 食料品販売            | 20  | フレスコ(株)<br>新地店       | 食料品                 |
| 5   | 田村商会               | カーテン・仏壇<br>仏具・神棚 | 21  | まるふじ                 | 酒・飲料水<br>弁当・料理仕出し   |
| 6   | (有)あぐりや            | 野菜・果物<br>食料品     | 22  | GARDEN               | カラオケ・飲食             |
| 7   | Yショップ<br>みがく商店     | 食料品販売            | 23  | (有)鹿狼の湯              | 宿泊・食事<br>入浴         |
| 8   | 太田薬品               | 医薬品・医療用品<br>雑貨   | 24  | ごはん処はる               | 魚料理・定食類<br>その他      |
| 9   | ローソン<br>新地運動公園前店   | 食料品販売            | 25  | 株式会社<br>石橋自動車        | 自動車販売<br>用品取付       |
| 10  | 丸屋新地店              | 日用品・雑貨           | 26  | トキワ自動車工業             | 自動車整備               |
| 11  | フルーツショップ<br>たかはし   | 野菜・果実<br>魚       | 27  | 新地钣金整備工業             | 自動車販売<br>修理         |
| 12  | 寺島商店               | 衣料品販売            | 28  | 荒井自動車(株)<br>駒ヶ嶺工場    | 自動車販売<br>修理         |
| 13  | 寺島精肉店              | 肉類・惣菜            | 29  | まごころ接骨新地院            | 骨盤矯正・猫背矯正<br>特殊電気治療 |
| 14  | (有)光栄商会            | 石油製品<br>(ガソリン等)  | 30  | 美容室たに                | 美容                  |
| 15  | (有)穴戸商店            | 石油製品<br>(ガソリン等)  | 31  | (有)佐藤水道設備            | 配管工事・修理他            |
| 16  | 角屋                 | 衣料品販売            | 32  | 星プランニング              | 国内旅行商品など            |

◎問い合わせ 健康福祉課 電話：62-2931（商品券について）

新地町商工会 電話：62-2442（使用可能店舗について）



## 保育所臨時職員 登録者募集

町では、保育所臨時職員登録者を次のとおり募集します。

### 募集職種

臨時保育士

▽常勤   ▽非常勤

### 応募資格

保育士の資格を有する方

### 賃金

▽常勤   8, 200円/日

▽非常勤   7, 200円/日

勤務場所   町内各保育所

募集人員   若干名

### 登録期間

登録の日（令和2年3月末日

### 雇用期間

6か月以内（ただし、この期間を更新することができま

す）

### 登録・選考方法

書類審査・面接により登録し、

雇用の際に勤務日・場所等を

相談します。

### 受付期限

10月3日（木）

### 申込手続

役場町民課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、提出

してください。

※郵便で申込用紙を請求する

場合は、封筒の表に「臨時保

育士登録申込用紙請求」と朱

書きし、120円切手を貼つ

た宛名明記の定形返信用封筒

を必ず同封してください。

◎申し込み・問い合わせ

町民課   ☎62-2116

## 土地所在図（衛星写真・航空写真かさね図）の交付開始

従来の土地所在図（公図）

に加えて、平成30年撮影の衛

星写真および航空写真を土地

所在図（公図）に重ねた写し

の交付も行っています。

手数料   200円（A3用紙

1枚）

縮尺   1/100から1/

5000までの任意

◎申請・問い合わせ

税務課   ☎62-2119

## しんちまちこぐま サロンのご案内

町では「障がいのある人もない人も地域の中で安心して暮らし、ともに参加する笑顔あふれるまち」を目標に、障

がいや発達、心のケアについ

て相談したい方及びそのご家

族・支援者のための「しんち

まちこぐまサロン」を開催し

ています。お気軽にご参加く

ださい。

日時   10月10日（木）・29日（火）

① 10時～12時

② 13時～14時45分

場所   保健センター

参加費   無料

◎問い合わせ

特定非営利活動法人ポラリス

☎0223-36-7413

健康福祉課

☎62-2931



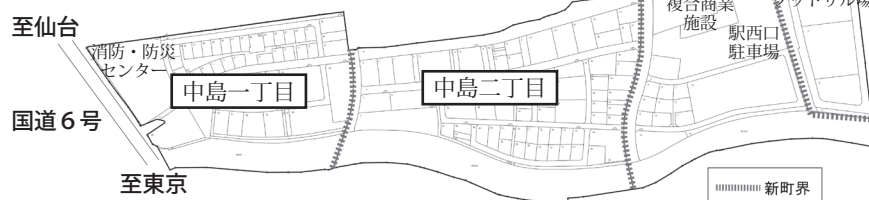
## 住所変更のお知らせ

相馬地方都市計画事業新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分に伴い、9月7日（土）から新地町谷地小屋字舩形・高田・中田・樋掛田・四斗蒔・古屋敷・南浜田・北中江・南中江の各一部及び中島の全部の住所（町名地番）が変わりました。

また、住所の変更に伴い、新しい郵便番号となります。

◎新しい住所・郵便番号

| 郵便番号     | 住所       |
|----------|----------|
| 979-2711 | 新地町中島一丁目 |
|          | 新地町中島二丁目 |
| 979-2709 | 新地町駅前一丁目 |
|          | 新地町駅前二丁目 |



◎問い合わせ 都市計画課（電話：62-2113）

**全国一斉！  
法務局休日相談所  
開設のお知らせ**

法務局では、地域住民の方々から日常生活での様々な心配ごと、困りごとの相談をお受けし、行政サービスの一層の向上を図ることを目的として「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は厳守されます。また、予約制となりますので事前の予約をお願いします。

**日時** 10月6日(日) 10時～16時

**場所** 福島地方法務局

福島市霞町1番46号(福島合同庁舎)

**内容**

不動産・商業登記の手續、土地の境界問題(含む筆界特定)、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシュアル・ハラスメント、被害者の差別問題、風評被害による人

権問題など

**相談員**

法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

◎予約・問い合わせ

福島地方法務局総務課  
024-534-1941

**10月1日から7日は  
「公証週間」**

日本公証人連合会では、法務省後援の下、公証週間を定め公証制度の普及に努めています。公証制度は、遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、離婚に際しての養育費などトラブルになりがちな問題を、遺言や当事者間の取り決

めを公正証書にしておくことで、遺産争いやトラブルを防止し、権利や財産を守る制度です。

相談は常時無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください

◎問い合わせ

相馬公証役場(相馬市役所)  
☎36-1008

**公立相馬総合病院  
職員募集**

公立相馬総合病院では、次の専門職員を随時募集しております。

**職種・採用予定人数**

看護師 若干名  
臨床工学技士 1名程度

**受験資格**

昭和54年4月2日以降に生まれた方で職種に必要な免許等を有する方、または同免許取得見込みの方

※免許が取得できなかった場合、採用は無効となります。

**試験内容**

論文試験・面接試験

**日時** 応募があり次第随時

**試験会場**

公立相馬総合病院

**受験手続**

受験申込用紙は、公立相馬総合病院、町のホームページに掲載しています。

受験申込用紙に必要事項を記入の上、必要書類【履歴書(写真添付)、職種の免許証の写し(免許を有する者のみ)、最終学歴の卒業(見込み)証

明書、成績証明書、健康診断書】を添えて郵送または持参により提出してください。

※受験案内をよく確認のうえ申し込みを行ってください。

**募集期間** 随時

◎申し込み・問い合わせ

公立相馬総合病院事務部総務課  
☎36-5101  
〒976-0011  
相馬市新沼字坪ヶ迫142

**県立テクノアカデミー浜  
令和2年度学生募集**

県立テクノアカデミー浜では、専門技術・技能を身に付け、産業界で力強く活躍したい方を募集するため、推薦入学試験、一般入学試験を実施します。

○推薦入学試験

出願期間 9月17日(火)～9月30日(月)正午必着

試験日 10月7日(月)

試験科目 書類選考、面接試験

合格発表 10月15日(火)

○一般入学試験

出願期間 10月28日(月)～11月1日(金)正午必着

試験日 11月8日(金)

試験科目 筆記試験、面接試験

合格発表 11月15日(金)

試験会場

県立テクノアカデミー浜  
(南相馬市原町区菅浜字巢掛場45-112)

**募集対象科及び定員**

○ロボット・環境エネルギーシステム学科 定員20名

○機械技術科 定員15名

○自動車整備科 定員20名

○建築科 定員15名

その他

募集要項の請求等はお問い合わせください。

◎問い合わせ

福島県立テクノアカデミー浜  
☎26-1555



## 相馬地方市町村会 公開講座のお知らせ

辰巳琢郎氏が語る&語り合う「-まちの魅力、食の魅力-」観光庁アドバイザーを務める俳優の辰巳琢郎氏が、多岐にわたる経歴と豊富な経験をもとに、食を通して魅力を感じたまちを紹介しながら、まちの魅力を高めることについて講演をいただきます。

また、相馬地方の魅力を引き出すためには何が必要か、地元の代表が辰巳氏と語り合います。私たちが暮らすまちの未来を考える機会となりますよう、是非ご来場ください。



**日時** 令和元年 10月21日(月) 開演 13時30分 (開場 13時)  
**場所** 相馬市民会館大ホール (相馬市中村字北町 51-1)  
**講師** 【俳優・観光庁アドバイザー】辰巳 琢郎 氏  
**内容** 第一部 基調講演「まちの魅力、食の魅力」辰巳 琢郎 氏  
 第二部 パネルディスカッション  
**入場料** 無料 ※入場整理券を下記により配布します。  
**入場整理券** ・配布枚数 お一人につき5枚まで  
 ・配布場所 町役場 (町民課及び企画振興課)、福田青少年ホーム、  
 新地・駒ヶ嶺公民館、町図書館  
 ※整理券は10月より配布いたします。

◎問い合わせ 相馬地方市町村会 (電話：35-4021)

### 福島広域雇用促進 支援協議会からの お知らせ

雇用の確保と安定を図るため企業向け、求職者向けに次の事業を行います。

○コミュニケーション能力講座 (企業申込型) (個人申込型)

人との関わり方、信頼関係の築き方を実践的に学びます。

**日時** 10月29日(火)  
13時～16時30分

**申込期限** (企業申込型) 10月15日(火)  
(個人申込型) 10月21日(月)

**定員** 100名程度  
**会場** ウエディングパーク原町フロア  
 (南相馬市原町区高見町2-30-6)

○事故由来廃棄物等特別教育講習 (企業申込型) (個人申込型)

除染で出た除去土壌や汚染廃棄物等の処分業務に従事す

る際に必要な教育です。初心者にも分かりやすい講習で修了書を1日で取得できます。

**日時** 10月30日(水)  
9時～17時

**申込期限** (企業申込型) 10月16日(水)  
(個人申込型) 10月23日(水)

**定員** 60名程度  
**会場** かしま交流センター  
 (南相馬市鹿島区横手字川原186-1)

#### 共通事項

※申込締切後、当該事業の主旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。

※雇用保険受給者で証明書が必要な方に参加証明書を発行します。

#### 申込方法

インターネットまたは、新地町役場企画振興課・ハローワーク相馬・南相馬窓口(南相馬市役所商工労政課内)に設置してある申込書を南相馬窓口へ持参もしくはFAX、郵送にて提出してください。

#### ◎申し込み・問い合わせ

福島広域雇用促進支援協議会  
南相馬窓口

☎ 26-7690  
FAX 26-7695  
〒975-8686

南相馬市原町区本町2-27  
【南相馬市役所商工労政課内】

#### おしごと相談会

ふくしま生活・就職応援センターでは「おしごと相談会」を開催します。「何か仕事が見たいけど」「自分にできることはなんだろう」など仕事についてお悩みの方はいませんか。

**日時** 9月26日(木)  
13時30分～15時 (先着順)

**場所** 役場101相談室  
**内容** 生活再建支援員による相談や就職活動に対する相談、履歴書・職務経歴書の書き方などお気軽にご相談ください。

**相談料** 無料

◎問い合わせ  
ふくしま生活・就職応援センター  
南相馬事務所  
☎ 23-1239



# わくわくランド イベント情報

■秋のわくわくひろば

開催日 9月29日(日)

**定員** 各回先着25名  
※スニーカーでご参加ください(サンダル等禁止)

**内容**

「つまめる水」作りと、ペンで描いた絵が水に浮く不思議な科学教室を開催。

**内容**

フリーマーケットによるリサイクル商品の有効利用や、ワークショップによる、体験・体感コーナーの出店者を募集します。

**応募方法** インフォメーションによる受付(9月21日(土)より受付開始)

※電話受付不可  
◎問い合わせ

○新地発電所見学バスツアー

**時間** ①10時30分～11時30分  
②13時30分～14時30分

※各回30分前受付

**内容**

バスに乗り、発電所構内・5号埠頭・県水産資源研究所を見学します。参加者全員にプレゼントあり。

**内容**

県水産資源研究所の協力により、タッチプールでお魚に触れたり、研究成果のパネル展示。

○タッチプール・パネル  
**時間** 10時～15時

○共通事項

**参加料** 無料  
**対象** 誰でも参加できます  
※小学生以下は保護者同伴

■わくわくマーケット

**開催日時** 10月20日(日)  
10時～15時

**場所**

芝生の広場およびテラス

**対象** 営利を目的としない団体および個人

※未成年者のみの応募はできません

**参加料** 無料  
※区画数に達し次第受付終了

**開館時間** 10時～16時  
休館日 毎週月曜日(月曜日  
が祝日の場合は翌平日)、年  
末年始

**定員** 20区画  
※区画数に達し次第受付終了

相馬共同火力発電株式会社新地発電所内わくわくランド  
☎62-4722  
FAX62-5988

**行政相談**

10月10日(木) 10時～15時 保健センター

**心配ごと相談**

10月10日(木)・21日(月)10時～15時 保健センター

**交通事故相談**

10月2日(水) 9時～17時 役場101相談室

**無料法律相談所**

町では、弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

**開設日**

- ①司法書士による相談 10月8日(火)
- ②弁護士による相談 10月15日(火)

**場所・時間** 役場101相談室 14時～16時

**相談員** 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士  
福島県司法書士会所属司法書士

**相談内容** 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (電話:36-4789)  
福島県司法書士会 (電話:024-534-7502)  
町民課 (電話:62-2116)

**10月**

**休日在宅当番医**

- 6日(日) 米村胃腸科内科医院 (相馬市) ☎35-2880
- 13日(日) すぎやまこどもクリニック (相馬市) ☎26-5111
- 14日(月) 大石医院 (相馬市) ☎35-3451
- 20日(日) 菅野医院 (新地町) ☎63-2388
- 22日(火) 葉のはなこどもクリニック (相馬市) ☎36-8739
- 27日(日) 浜通りふれあい診療所 (相馬市) ☎26-7100

**診療時間** 9時～16時

**休日在宅歯科当番医**

- 6日(日) 大町病院 (原町区) ☎24-2333
- 13日(日) 馬陵歯科診療所 (相馬市) ☎36-1888
- 14日(月) 鈴木歯科医院 (原町区) ☎23-2707
- 20日(日) 木幡歯科医院 (鹿島区) ☎46-2244
- 22日(火) 新開歯科医院 (相馬市) ☎36-3214
- 27日(日) いしばし歯科 (原町区) ☎23-6022

**診療時間** 9時～16時